

文化審議会文化政策部会暮らしの文化ワーキング・グループ 文化芸術推進基本計画に向けた意見（案）

平成29年9月 日
文化審議会文化政策部会
暮らしの文化ワーキング・グループ

I 暮らしの文化の多様性

暮らしの文化は、人々が日々の生活の中で文化的な「営み」を行う上で、欠くことができない文化芸術の分野である。

具体的には、文化芸術基本法第12条で規定されている「生活文化」及び「国民娯楽」を中心に、人々が文化的な「営み」を行う上で欠くことができない文化芸術という観点から、「年中行事」「祭り行事」などの有形、無形の文化財についても視野に入れて施策を検討していく必要がある。

また、暮らしの文化が、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代と共に変容したり、新たに生まれたりしてきたことや、芸術や文化財などとも互いに密接に関わりあっていることも念頭に置く必要がある。

暮らしの文化に関する施策を展開するに当たっては、この多様性を認識しつつ、分野における歴史性を踏まえるなど、施策の対象となる範囲を考慮し、柔軟に施策を検討する必要がある。

II 暮らしの文化に関する政策の意義と方向性

暮らしの文化は、文化庁における芸術文化や文化財分野の施策と比較して、その施策が少ない状況下で、国民の生活を基盤としつつ、関係団体の絶え間ない努力により今日まで継承されてきた。

しかしながら、近年の社会構造の変化や少子高齢化の進行により、関係団体の努力だけでは振興及び普及が困難になってきている。

一方、暮らしの文化は、我が国の多様な文化芸術を裾野から支えているとともに、国際交流の推進等にも有効な文化芸術の一領域である。

他方、本年6月に改正された文化芸術基本法において、生活文化の例示として「食文化」が追加された。食文化については、暮らしの文化の中でも全ての人々が接する分野であるとともに、その種類も和食や郷土食をはじめ、食器や調理器具、作法等、多岐に渡ることを踏まえ、施策の充実を図っていくことが望まれる。

以上のことから、国においても、暮らしの文化の分野や関係団体の実情に応じた、振興や普及の施策の推進が必要となっている。中でも、子供や外国人、障害者を対象とした施策、国際交流などに関する施策について検討する必要がある。

また、暮らしの文化に関わる技や用具、原材料についても政策を推進することは、暮らしの文化を次世代に継承していくための支えとなるとともに、経済面等からの活性化等に資することが可能である。

III 具体的施策

「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」（平成29年8月29日第15期文化政策部会配付資料）では「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、次の6つの戦略が定められている。

- 戦略1 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- 戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進
- 戦略3 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進
- 戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援
- 戦略6 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

暮らしの文化が、国民の生活に密接に関わる文化芸術であるとともに、多様性を持ち、外国人等が直接触れることが容易な文化芸術であることから、戦略1、3、4の実現を基盤に、他の文化芸術とも連携しながら戦略的観点を用いることにより戦略2、5、6の実現にも資することが可能であると考えられる。

なお、文化庁では、暮らしの文化について具体的な施策が他の文化芸術分野よりも積極的に展開されてこなかった。

国が、暮らしの文化の多様性を認識し、具体的施策を展開するためには、基礎的調査が必要不可欠であることから、具体的施策の展開と併せて、生活文化および国民娯楽関係団体の把握などの基本的調査や暮らしの文化の範囲の検討などを、外部有識者で構成される委員会等を設置し、実施する必要がある。

1. 優先的に実施すべき施策

○戦略1 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

創造的な文化芸術に対する効果的な投資により、暮らしの文化の振興等文化芸術によるイノベーションを実現するためには、暮らしの文化の振興等だけではなく、暮らしの文化に関する技術・道具・原材料も視野に入れた施策の展開が必要である。

特に、暮らしの文化に関する技術・道具・原材料は、暮らしの文化の活動を支えるヒト・モノであるとともに、暮らしの文化の活動を経済面で支えたり、地場産業として地域を活性化するなどの可能性を秘めている。

(具体的施策)

- ・国は、国民文化祭等を通じて暮らしの文化に触れる機会を確保するとともに、地域で行われる暮らしの文化の振興に関する取組を支援する。また、他の文化芸術との連携した取組についても支援する。
- ・国は、暮らしの文化に関する技術・道具・原材料について、暮らしの文化以外での活用方策の検討を行うとともに、これらを活用した新たな製品開発などを促進できるような取組を支援の在り方を検討する。
- ・国は、次世代への継承を推進するため、暮らしの文化に関する技術・道具・原材料に関係するヒト・モノへの顕彰制度について検討する。

○戦略3 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

文化芸術に触れられる機会が等しく享受され、全ての人々が生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるため、あらゆる人々が比較的簡単に受け入れやすい文化芸術である暮らしの文化については、これを活用した積極的な施策展開が期待できる。

このため、具体的施策を展開し、暮らしの文化に触れる機会により生み出されるコミュニケーションの形成等により、地域・社会が抱える様々な課題の解決を促す。

(具体的施策)

- ・国は、経済的問題等により文化芸術に触れる機会が少ない子供を対象とした、暮らしの文化の体験する機会を設ける。
- ・国は、障害者が暮らしの文化に触れられる機会を作ることにより、障害者の文化芸術活動への積極的な参加のきっかけを作るとともに、社会参画の促進を図る。
- ・国は、外国人が地域社会に溶け込むために、我が国の食文化等の暮らしの文化についての学習機会や体験の場等を設けるなどの取組を推進する。
- ・国は、上記施策を円滑に実施するため、暮らしの文化の指導者等に対して必要な知識技術の習得が必要であり、その機会を設ける。

○戦略4 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

革新的な文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図るため、小中学生の時から、少しでも暮らしの文化に触れる機会を設けるなど長期な視野での施策を展開

(具体的施策)

- ・国は、暮らしの文化を次世代に継承していくため、伝統文化親子教室事業や文化芸術による子供の育成事業を充実させる。加えてより効果的な事業実施
- ・国は、暮らしの文化の活性化を目的とした、これに関わる者を対象とした顕彰制度の創設を検討する。

2. 他の文化芸術と連携しながら実施すべき施策

○戦略2 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、国家ブランディングの推進を図るためには、暮らしの文化は、着物や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、体験も比較的簡単にできることから、様々な施策での活用を図る。

(具体的施策)

- ・国は、食文化を初めとする暮らしの文化とその他の芸術分野が連携しながら実施する文化芸術事業を充実・発展させる取組を支援し、国際文化芸術発信拠点の形成を推進する。
- ・国が実施する文化交流使への暮らしの文化に携わる専門家等の積極的な登用
- ・国が実施する日本文化の紹介イベント等への派遣

○戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

暮らしの文化を次世代に継承していくためには、高いスキルを有する専門人材の確保が必要である。

特に、暮らしの文化に関する技術・道具・原材料に関わる専門人材については、生業として成り立つことが後継者の確保の効果的な方法であることから、次のような具体的施策の検討を行う。

(具体的施策)

- ・暮らしの文化に関わる者の専門的人材確保については、国等が行う暮らしの文化の振興を通じて、さらに活動の機会を確保し、関わる者自身の努力により、技術や知識の向上を促す。
- ・暮らしの文化に関する技術・道具・原材料に関わる専門人材の確保については、戦略1で掲げたように、これらを活用した製品開発などにより、活躍の場を確保できるような支援の在り方を検討する。

○戦略6 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

全国各地で持続可能で回復力のある文化芸術団体等を育成し、国、独立行政法人等関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化政策を担う文化芸術プラットフォームを形成するに当たって、暮らしの文化関係団体が、これらの取組に参画できるような組織の強化や積極的な関与が重要である。